

購買方針

2014年10月

はじめに

グローバルに事業を展開するインフィニオン・テクノロジーは、多国籍企業が参加する国連グローバル・コンパクト（UNGC）の一員としての自らの役割を重視しています。

当社はUNGCの原則を徹底しており、国際法、現地法、文化的慣習を考慮に入れつつ、当社の業務指針（Business Conduct Guideline、以下「BCC」）に明記した原則を遵守しています。

当社にとって持続可能性とは、社会的、生態学的、経済的な責任を集約したものを指します。当社は、当社にサービス、製品、材料、工具、設備を供給するサプライヤー（以下「サプライヤー」）に対しても、同様の責任を果たすことを求めます。

サプライヤーは、当社が定める環境保護、労働安全、健康の保護、その他の安全要件を満たすものとします。さらに、サプライヤーは自らの事業において、当社が期待する社会的条件および労働条件を満たすものとします。その結果、サプライヤーは企業の社会的責任を果たし、持続可能な社会の構築に向け積極的に貢献することとなります。

主題と適用範囲

本購買方針には、当社の業務指針（BCC）に記載された企業行動要件が反映されています。業務指針（BCC）は当社のウェブサイト（www.infineon.com/conductguidelines）で閲覧可能です。

当社のサプライヤーは、本書に記載されたすべての要件に従うものとします。また、各サプライヤーは自らの関連会社、契約業者、下請業者にも本書記載のすべての要件を遵守徹底させることとします。

各サプライヤーは、サービス、製品、材料、工具および設備の製造、販売、供給、または当社の半導体完成品に適用されるすべての法令に従うものとします。

さらに、各サプライヤーはUNGCの原則も遵守するものとします。

人権

当社は個人の尊厳やプライバシーの権利など、国際的に宣言された人権を尊重し、遵守しています。また当社では直接的な加担や、実質的なあるいは暗黙の加担により人権を侵害することがないように徹底しています。

当社のサプライヤーはこれらの方針に従うものとします。

労働基準

当社はいかなる形の児童就労も認めていません。当社のサプライヤーは、15歳未満の児童による就労を認めてはなりません。ただし、国際労働機関（ILO）条約第138号に準拠する発展途上国における雇用関係、または参加者に明確な恩恵がある政府公認の職業訓練あるいは徒弟プログラムについては例外とします。

当社はいかなる形の強制労働も認めていません。したがって、サプライヤーにも同様に強制労働を認めないよう求めます。

文化の違いを認め、尊重するものの、当社では労働者は個人的特性や信念ではなく、能力に基づいて雇用すべきであると考えている。当社は職務に関連する基準のみをもとに、従業員の採用、選定、訓練、昇進、賃金を決定しています。また、当社は法律で定められた最低水準以上の賃金をもって従業員の労働に公正な対価を支払っており、適用法、規制、および就労時間やその他一般的な就労条件に関する合意を遵守しています。

当社のサプライヤーはこれらの方針に従うものとします。

加えて、サプライヤーは敬意と尊厳をもって自らの従業員を扱うこととします。サプライヤーは、人種、肌の色、国籍、性別、宗教、年齢、障害、労働組合への参加、支持政党、性的指向、配偶者の有無または家庭状況による差別、ハラスメント、侮辱を許容してはなりません。従業員の業務の妨げになるいかなる形のセクシャルハラスメント、体罰、身体的強制、暴言、あるいは威圧的、敵対的、攻撃的な行動も禁じるものとします。

さらに、サプライヤーは自らの従業員が労働条件や経営慣行について、報復や脅迫、ハラスメントを受ける恐れなく、経営陣に対してオープンに苦情を述べ、共有できるようにしなくてはなりません。

公正な商慣習

当社への評価は日々の業務を通じていかに人々と接するかによって決まると考えます。したがって、当社は以下の通り評価の維持に努めます。

- 公正競争および独占禁止法の規則に従います
- あらゆる形の腐敗廃絶に取り組みます

- 改ざん、隠蔽、特権情報の乱用、重大な事実の虚偽表示、不正な取引などの人をだます行為を行いません
- 適用法に従います
- 契約上の義務を尊重します
- 不適切と見なされる可能性のある企業行動をとりません
- すべての機密情報を保護します
- 他者の知的財産を尊重します

当社のサプライヤーはこれらの原則に従うものとします。

贈答

当社の従業員は、社会的常識の範囲内であるものを除き、贈答品を受領いたしません。業務上不適切な影響と映る可能性のある申し出を受けることもこれに含まれます。

当社のサプライヤーはこの商慣習に従うものとします。

利益相反

当社の従業員は、当社の利益を最善にするよう行動を求められます。また、当社との雇用関係を利用して不正に利益を得ようとはなりません。

当社のサプライヤーは、自らの従業員に上述の原則を遵守徹底させることを求められます。さらに、サプライヤーの従業員は、当社の従業員から利益相反と見なされ得る申し出を受けたり、当社の従業員に対して同様の申し出を行ったりしてはなりません。

労働安全衛生

当社は従業員の健康と安全の保護を徹底しています。

従って当社のサプライヤーもその従業員に対し、安全で健康的な労働環境を提供し、すべての職場であらゆるリスクと危険を最小限に抑えることで、従業員、契約業者、敷地内を訪問する第三者の健康を守らなくてはなりません。

サプライヤーは、労働安全衛生の問題について定期的に従業員に研修を行うものとします。さらに、サプライヤーはOHSAS 18001または同等の労働安全衛生システムを導入し、運営しなくてはなりません。

環境保護

環境保護は当社がビジネス上の判断を下すうえで不可欠な要素であり、当社は環境に責任を持って業務を遂行するよう徹底しています。

従ってサプライヤーはグローバルとローカルの両面で環境に責任を持ち、事業を展開する世界各地の環境保護に必要な措置を講じることとします。サプライヤーは、サービス、製品、材料、工具および設備が環境に与える影響を、なるべく早い段階で最小化するものとします。

サプライヤーは環境保護問題に関する研修を従業員向けに定期的に行うものとします。さらに、サプライヤーはEN ISO 14001または環境マネジメントシステムを導入し、運営しなくてはなりません。

セキュリティ

当社のサプライヤーは、サプライチェーン上のセキュリティ及び知的財産や製品などの当社資産の保護に向けた当社の取り組みを支援するものとします。サプライヤーは、そのセキュリティポリシーが効果的に実施されており、定期的な確認と継続的な改善が行われていることを確認しなくてはなりません。

さらに、サプライヤーはサプライチェーンおよび国境のセキュリティを強化することを目的とした、政府によるセキュリティ上の諸々の取り組みに参加し、こうした取り組みにより定められたセキュリティ規制を遵守するものとします。こうした取り組みの一例としては、「WCO SAFE Framework¹」による安全な貿易パートナープログラムがあります。

また、当社のサプライヤーは、従業員、関連会社、契約業者、下請業者、その他のビジネスパートナーに対し、外国貿易に関する適用法の遵守を徹底させるものとします。

¹ 世界税関機構（WCO）による「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」（WCO SAFE Framework）に基づく政府プログラムには、「テロ防止のための税関産業界提携プログラム」（C-TPAT）、「AEO (Authorized Economic Operator)制度」、「STP-Plus (Secure Trade Partnership)制度」がある。

事業継続計画

サプライヤーは、健全で回復力の高いサプライチェーンおよび適切なプロセスを構築し、製品やサービスが確実に途切れることなく提供されるようにすることが求められます。サプライヤーは、ビジネスの継続性を確保するための適切なプランを導入し、運営することが望まれます。

マネジメントシステムプロセス

当社のサプライヤーは、関連リスクを特定し軽減するとともに、継続的な改善を促進するために、本購買方針およびすべての適用法、規制、標準規格の遵守徹底を目的とした、文書化された適切なマネジメントシステムプロセスを採用または構築するものとします。サプライヤーは、要請に応じて当該情報を当社に提供することとします。